

編曲許諾申請について

編曲許諾申請でご注意いただきたいこと

- ◆ **編曲許諾申請は演奏者ご自身の責任において行ってください。**
- ◆ 申請から回答を得るまでに数週間から数ヵ月かかる場合があります。また、必ずしも許諾が得られるとは限りません。
- ◆ 申請手数料、編曲許諾料を求められる場合があります。費用は演奏者ご自身でご負担ください。
- ◆ 編曲許諾の際に著作権者から指示された使用規定は遵守してください。また、例えば次のような事柄には特にご留意いただき、明示されていない場合は**必ずその都度著作権者にご相談ください。**

- 編曲許諾が有効な期間
- 複数のイベントで演奏する場合
- 編曲した楽譜の提示、借りた楽譜の返却など
- 「耳コピーしたものを弾きたい」、「許諾を受けた楽譜を第三者に譲渡したい・譲り受けたい」、「吹奏楽やオーケストラのスコアをエレクトーン用にアレンジしたい」など

「〇〇さんが弾いていた」、「耳コピーできる」、「昨年、許諾を受けた」、「昔に調べたら大丈夫だった」、「古そうなので大丈夫と思っていた」

——“だから大丈夫”という判断は誤りです。

編曲許諾を受けたことがわかるもの（許諾書、メールテキスト、電話の通話記録など）の提示を著作権者から求められる場合もありますので、ご注意ください。

編曲許諾を得にくい、また難しいと想定される楽曲の例

- ゲームやテレビコマーシャルの楽曲など、企業が著作権の管理を直接行っている場合
- 音楽出版社などの著作権者が存在しない場合（著作者ご本人やそのご遺族などに直接連絡をとっていただくこととなりますが、手続きが難しくなる場合が多いです。）
- メドレーアレンジでの利用や、楽曲の一部を抜粋するような利用

■ 編曲許諾申請はどこにする？

編曲許諾申請は著作者から管理を委託されている音楽出版社（著作権者/オリジナル・パブリッシャー）に申請することがほとんどです。

■ 申請先の調べ方は？

演奏しようとする楽曲の音楽出版社は、日本音楽著作権協会（JASRAC）のホームページにある作品データベース検索「J-WID」等で調べることができます。また JASRAC インフォメーションデスクでも調べてもらえます。JASRAC 作品コードを調べたうえでお問い合わせください。

<ご注意>

JASRAC は、編曲を許諾する権利を持っていませんので、「編曲してよいかどうか」の判断はしてくれません。「楽曲を管理している出版社がどこなのか」ということは教えてくれますので、必ずその楽曲の著作権者（出版社あるいは著作者）から許諾を得てください。

しばしば「JASRAC から演奏して大丈夫ですと言われました」という声を耳にしますが、これは「その曲を管理している音楽出版社が編曲を許諾しているなら」、演奏しても大丈夫です」という意味と考えてください。

■ 音楽出版社へ申請する内容は？

J-WID で検索した「JASRAC 作品コード」と「作品名タイトル」を伝え、「エレクトーンの演奏、録画、インターネットでの配信を目的とした編曲が可能かどうか」を問い合わせてください。「演奏すること」に対しての許諾ではなく、「編曲すること」に関する問い合わせになることを注意してください。

問い合わせ例

「御社で管理されている JASRAC 作品コード〇〇〇〇、作品名〇〇〇〇を、エレクトーンで演奏、録画、インターネットでの配信をするために編曲したいのですが、編曲が許諾されるかどうかを確認したいです。」

※メドレーで演奏する場合や、演奏時間の関係で短くする場合は、その旨も伝えましょう。

その結果……

- ⇒ 許諾された場合、その楽曲を編曲できます。
- ⇒ 「編曲許諾申請手続きが必要」と言われた場合は、指示に従い所定の手続きを行ってください。
- ⇒ 「編曲は不可」との結果が出た場合は、その楽曲はエレクトーンでの演奏、録画、インターネットでの配信を目的とした編曲をすることはできません。

※楽譜集などをご覧の場合、楽譜集の出版社と楽曲を管理している音楽出版社は異なることが多いので、楽譜集の出版元（発売元、販売元）には問い合わせをしないように、注意してください。